

2

9

16

23

30

31

1

8

15

22

29

5月・6月の予定



5月

| | JA | | | |
|-----------|-----------|-----------|----|----|
| 水 | 木 | 金 | 土 | |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 憲法 記念日 | みどり の日 | こども の日 | | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 1 | | | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| | | | | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|-----|-----------|----|----|
| | | | 1 3 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 (5) | | |

6月

≪5月≫

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(4月分)の納付期限 4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出期限(10日まで)
- ②社会保険料、児童手当拠出金(4月分)の納付期限(31日まで)
- ※1)3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(→決算応当日まで)
- ※2)自動車税の納付期限(各自治体の指定日まで)

【その他】

·5月中到着予定の『2017年度分個人住民税特別徴収額の通知書』を確認し、各個人に通知するとともに、6月からの住民税徴収額を変更。

じょうの

税理士上能はいつでも、どこへでもでかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。

≪6月≫

- ③労働保険年度更新手続き受付開始 (6月1日~7月10日まで)
- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(5月分)の納付期限 (10日が休日のため12日まで)
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(5月分)の納付期限 (30日)
- ※3)4月決算法人の確定申告と納税、10月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

【その他】

- ・6月支給給与計算後、7月10日までに提出すべき健保・厚年の 被保険者報酬月額算定基礎届の作成準備開始。
- ・6月からの労働保険年度更新に備え、賃金総額集計等、準備の開始。(※申告期限7月10日(月))

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。社員一同お待ち致しております。



特別企画版サロンセミナーを開催致しました。サクセスなにわ㈱(田中得夫社長をお招きしず152年3年18年)

イベント

紹介

~お知らせ~

当社は、5月1日(月)から10月31日(火)の 半年間、クールビズを実施させていただきます。 この期間、当社は、スーツ上着・ネクタイ等を着用 いたしません。ご理解賜りますようよろしくお願い 致します。

V